

**(案)**

# **施策大綱終了後の取組に関する意見書**

**～20年間の水源環境の保全・再生を振り返って～**

**令和6年 月**

**水源環境保全・再生かながわ県民会議**

## はじめに

神奈川県は、県民の良質な水の安定的確保のために、平成17年度に20年間の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」を定めました。そして、施策大綱を元に、平成19年度以降、5年ごとに取り組む「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）による特別対策事業を推進してきました。

水源環境保全・再生かながわ県民会議は、5か年計画に位置づけられた「県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくり」として施策に県民意見を反映させるために設置され、特別対策事業について実施状況を点検・評価し、その結果を県民に分かりやすく情報提供する役割を担ってきました。

これに基づき、県民会議は、施策大綱に掲げた「将来にわたり良質な水を安定的に確保」するため、県民フォーラム等により広範な県民参加を図りながら特別対策事業の実績を中心に毎年度点検・評価を行い、結果報告書を取りまとめたきました。また、令和2年6月には、12年間の取組に対する総合的な評価（中間評価）を行うとともに、20年間の取組の最後の計画となる第4期計画に関する意見書を県に提出しました。

この第4期計画の開始から2年が経過しようとする今、県による施策大綱終了後の取組の検討に先立ち、県民会議では、これまでの15年間の取組について総合的な評価を実施し、その結果に基づき、施策大綱終了後の取組の方向性について意見を取りまとめるとともに、意見書として県知事あて提出するものです。

## 1 施策大綱の特徴とその効果

水源環境保全・再生施策大綱では、「水源環境保全・再生施策を支える取組」の中で、保全・再生を推進する仕組みとして、3つの「施策展開の視点」を掲げて取り組んできました。

これらの視点は、今後、行政が自然環境の保全・再生を進めていく中で、重要かつ有効な考え方であると考えます。

### (1) 総合的な施策の推進

市町村は、施策開始以前から水源環境保全・再生に関わる様々な取組を実施していました。水源施策を推進する上では、県だけでなく、市町村の取組も充実強化を図る必要がありました。施策の推進に当たっては、関係主体が連携して総合的な取組が推進されるよう施策を体系化し、市町村補助金の創設や技術支援などの支援策も講じられてきました。また、順応的管理の考え方に基づき、望ましい水源環境づくりに向けて実施する施策の効果測定をするための様々な指標を県民参加の下で選定しました（総合的な評価で活用）。行政と市民が協働し、多様な角度から水環境全般にわたる総合的なモニタリング調査の実施と施策の見直しを行いながら、水源環境保全・再生の取組を進めてきました。

### (2) 県民の意志を基盤とした施策の推進

県民に新たな負担を求めて施策を充実・強化する取組のため、施策への県民意志の反映は不可欠であることから県民全体で水源環境保全・再生施策を支えるため、県民会議を設置しました。県民会議では、施策の立案・見直し、市民事業支援制度の創設、施策の評価・見直しを県民フォーラムなども活用して県民参加の下で実施してきました。

### (3) 順応的管理の考え方に基づく施策推進

水源環境保全・再生の取組は、気候の変動や社会環境の変化など様々な外的要因に左右される自然生態系を対象としており、こうした外的要因や生態系に関する知見が不確実な要素を

含んでいることから、施策の効果についても不確実性を免れません。そこで、提唱されたのが「順応的管理(アダプティブマネジメント)」です。事業と並行してモニタリング調査を実施し、施策の効果を評価して県民に明らかにするとともに、事業の実施手法や内容等について定期的な見直しが行われてきました。

## 2 水源環境保全・再生施策の最終評価（15年の取組）

### (1) 現行の施策の評価 **※暫定的にR4点検結果報告書をベースに記載**

- ・ 森林関係事業については、荒廃が進んでいた私有林で重点的に整備を行うとともに、丹沢大山地域やその周辺地域でのシカ管理、ブナ林再生のための調査研究等に取り組んだ結果、人工林の手入れ不足は解消しつつあり、下層植生の回復や、健全なブナの個体数の割合が向上する等の成果が確認されています。
- ・ 水関係事業については、河川・水路の自然浄化対策、地下水の保全対策、県内ダム集水域における生活排水処理施設の整備促進等を着実に進めてきた結果、河川の自然環境の改善や生活排水処理の進展等、一定の成果が見られています。
- ・ 山梨県と共同実施している県外上流域対策では、下水処理施設におけるリン除去（排水処理）及びモニタリングの実施により、放流水のリン濃度の目標値（0.6mg/L）を達成するなど、所期の成果が得られています。
- ・ 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組みでは、施策全体を通じた評価の一つとして環境の経済的価値の経済評価を実施したことや、15年間の各種モニタリングにより新たな知見が蓄積しつつあることなど、評価することができます。

### (2) 施策評価を踏まえた課題認識

#### ア 施策開始当初に認識されていた課題

森林の荒廃など手入れ不足の森林は減少し、アオコの異常発生は見られなくなるなど、施策導入時に大きな課題とされた自然環境は大きく改善されましたが、森林関係事業では、想定された下草の回復が見られない箇所もあるなどの課題があります。また、水環境に目を向けると、生活排水処理施設の整備では、地域の実情等に応じたきめ細かい支援を検討し、水源河川の水質の維持向上への効果を期待するところです。

これまでの15年間の取組結果から、今後に向けた課題としては、次のような内容が考えられます。

#### イ 森林関係事業 **※ 以下、検討視点として意見書等から課題を引用した。 評価報告第4部、今後の会議等を踏まえ検討**

- ・ 森林整備と連携したシカ対策の実施の必要性  
→ 第1期計画の取組状況を踏まえた次期計画策定に向けた意見書において取組の必要性を認識して以降、第4期計画策定に向けた意見書まで課題として申し送りしている。
- ・ 土壌保全対策の重要性  
→ 第2期計画の取組状況を踏まえた次期計画策定に向けた意見書では、気候変動による災害頻発への懸念や台風等による災害の発生状況から土壌保全対策の重要性を認識した。第3期から対策に取り組み、第4期では、今後想定される自然災害を踏まえた林地保全対策の強化が図られている。

- ・ 森林管理の仕組みの構築
  - 第2期計画の取組状況を踏まえた次期計画策定に向けた意見書では、県による公的管理が終了した私有林等について森林の公益的機能を維持するため、森林資源の有効利用の促進等による民間主体の森林管理への誘導を課題として挙げた。第3期期間中に県が試行的に行った返還森林の巡視を踏まえ、巡視結果を踏まえた森林管理の仕組みの構築を検討するよう第4期計画策定に向けて申し送りした。
- ・ 森林資源の有効活用等の持続的な森林保全
  - 近年の激甚化・頻発化する自然災害といった自然環境の変化が確認されつつある中で、整備されてきた森林が公益的機能を発揮し続けられるよう、災害の予防的対策のあり方や、これまでの取組に続く木材の利用促進などの検討、資源循環の必要性や生態系の保全の重要性といった社会的ニーズも勘案した取組などについても施策懇談会等における話題である。

## ウ 水関係事業

- ・ 水質改善に係るモニタリングの重要性
  - 第1期計画の取組状況を踏まえた次期計画策定に向けた意見書では、生態系に配慮した整備による水質改善効果はすぐに結果が出ないため、引き続きモニタリングが必要であるとの課題を認識した。第2期計画の取組状況を踏まえ、これまでの取組により効果的な手法も確立してきたことを第3期計画策定に向けて申し送りした。
- ・ 地下水保全モニタリングの重要性
  - 第1期及び第2期の取組を踏まえ、長期的なモニタリングの継続の重要性について認識してきた。第3期計画の取組状況を踏まえた次期計画策定に向けた意見書では、地下水位の維持と地下水の水質改善を確認したが、環境基準値の近傍値で推移する箇所もあるため、モニタリングの継続を重要視している。
- ・ ダム湖の集水域における汚濁負荷の軽減（生活排水処理対策）
  - 第1期計画の取組状況を踏まえた次期計画策定に向けた意見書では、生活排水由来の汚濁負荷の削減を課題として認識している。
    - 第2期計画の取組状況を踏まえた次期計画策定に向けた意見書では、地域により課題が異なることから、地域の実情に応じた支援の検討が必要であることを第3期計画策定に向けて申し送りした（第4期計画策定への申し送りも同様。）
    - 相模川上流域では、リン濃度が高い状況が続いており、汚濁負荷軽減対策の推進が必要であることを第4期計画策定に向けて申し送りした。
- ・ 上流域自治体との連携（県外上流域対策）
  - 第1期計画の取組状況を踏まえた次期計画策定に向けた意見書では、県外上流域対策は、行政区域を越える特別対策であることから、費用対効果も含めた十分な事業検討が必要であると課題認識され、第2期計画の取組状況を踏まえ次期計画策定に向けては、長期的に取組の効果を見定める必要性が認識された。
    - 第3期計画の取組状況を踏まえた次期計画策定に向けた意見書では、森林整備と連携したシカ対策について、シカの生息状況の変化などにも注視し、必要に応じて上流域の自治体とも情報共有・連携を図る必要性を第4期計画策定に向けて申し送りした。

## エ 取組を支える仕組み等

- ・ 県民参加の仕組みづくり・調査関係
  - 第1期計画の取組状況を踏まえ、モニタリング調査は、施策の評価を行うため長期的・

継続的に行う必要があり、的確な検証には県民視点と専門的知見による科学的な視点が重要であることを第2期計画策定に向けて申し送りした。第3期の取組を踏まえた意見としては、順応的管理の考え方に基づき、県民参加の下、施策を推進する仕組みが機能していることを評価した上で、継続的な調査の必要性を第4期計画策定に向け申し送りした。

### (3) 本県を取り巻く環境の変化

近年、洪水や土砂災害を引き起こす豪雨や台風などの気象災害が頻発化しています。1時間降水量が50mmを超えるような短時間強雨の回数も増加し、これに伴う土砂災害の発生回数も増加傾向にあります。

令和元年東日本台風では、県内においても記録的な大雨をもたらし、大規模な土砂崩れや浸水等によって県内各地に甚大な被害を及ぼしたことは、未だ鮮明な記憶として残っています。このような気象災害リスクの深刻化は、施策開始当時には想定し得なかったものであり、自然を対象とした施策を推進していく上で、大きな課題となります。

また、この他にも、グリーンインフラを活用した生態系保全や脱炭素社会の実現、循環型社会づくりなど、持続可能な社会を形成するための動きも加速化しており、今後の取組の検討に当たっては、これらの社会動向も意識する必要があります。

## 3 施策大綱期間終了後の県の取組に係る基本的考え方（総論）

### (1) 15年の歩みと変化への対応

水源環境保全・再生施策の開始時の神奈川県は、都市化の進展や社会経済活動の変化によって水循環の健全性が損なわれていました。危機的な状況を放置すれば、水源環境の再生は困難となり、後世に大きな負担を残すこととなります。水源環境の保全・再生施策は、緩慢に見える環境変化が劇的なものとなる前に、県民で負担を分かち合い、その財源によって自然再生が可能うちに喫緊の課題に取り組むこととしたものです。

15年が経過した現在、神奈川の水源環境は、施策大綱に掲げた将来像に向けて、危機的な状況から回復の道を着実に歩んでいる一方、その成果を見極めながら、神奈川を取り巻く環境の変化も踏まえた対応の検討も必要と考えます。

### (2) 県の取組の方向性

#### ※評価報告第4部 今後の会議等を踏まえ検討

#### ・ 目的の明確化

→ 施策大綱は、20年間に取り組む施策の取組方向、施策の体系、施策分野ごとのめざすべき20年後の将来像などを示した基本指針であることから、この対象期間の取組が検証された後には、これまでの施策評価を踏まえた課題や、神奈川を取り巻く環境の変化などを踏まえた上で、取組に係る目的を明確化していくことが必要。

#### ・ 長期的・継続的な環境施策の推進

→ 森林の保全・再生や水質環境の維持には、長期的かつ継続的な取組が不可欠である。これらの環境を持続可能な状態とするため、現状の様々な課題に対応していくための取組を整理していくことが必要。

### (3) 県の役割

#### ※評価報告第4部 今後の会議等を踏まえ検討

#### ・ 広域的な視点に立った調整機能

県民の特別な負担により取り組んできた水源環境保全・再生の取組により得られた水源環境を次世代に引き継げるよう、効果の維持をしていくことは重要。将来にわたり森林の公益的機能を発揮させていくため、20年間の取組評価を踏まえて、市町村や事業体等、様々な主体が協調して事業を展開していけるよう、県には広域的な視点から調整機能を果たしてい

くことが求められる。

- ・ 施策のすみ分けと県民への説明

令和元年度以降、国が創設した森林環境譲与税が配分され、令和6年度からは森林環境税として県民から税徴収も始まる。これまで、神奈川県では、水源環境保全税との両立を図り、相乗効果の創出に尽力されてきたが、森林の保全・再生の基本的な方針に鑑みて県の役割を認識し、財源の性質に応じて施策の棲み分けを行いながら、必要な施策を講じるとともに、県民にわかりやすい説明をしていくことが求められる。

#### 4 県に期待する今後の取組（各論）

※上記、総論を踏まえ検討

- ・ 森林関係事業については、……
- ・ 水関係事業については、……
- ・ また、県外上流域対策として、……
- ・ 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組みでは、……

(このほか、本県を取り巻く環境の変化への対応などをとらえて)

- ・ 気象災害リスクの深刻化への対応として、… など